

デジタル庁における不動産登記ベース・レジストリの実証及び実装に向けた 検討に関する事業のためのデータ提供について

弥彦村長 本間芳之（以下「甲」という。）及びデジタル庁デジタル社会共通機能グループ参事官（以下「乙」という。）は、次のとおり合意した。

（甲に対する協力の求め及び協力に必要な情報の提供）

第1条 乙は、関係行政機関相互の密接な連携の一環として、乙においてベース・レジストリを整備するために必要になると見込まれる、不動産登記ベース・レジストリの実証及び実装に向けた検討に関する事業（以下「不動産登記ベース・レジストリに係る実証事業」という。）を実施するため、甲に対し、実証内容の効果検証その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた甲は、不動産登記ベース・レジストリに係る実証事業の効果を向上させるために有用な情報があると認める場合には、乙に対し、これを提供することができる。なお、当該情報が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第60条第1項の保有個人情報に該当する場合には、同法第69条第1項又は第2項第3号の規定に該当する場合に限って、これを提供することとする。

（提供方法）

第2条 前条の規定による情報の提供は、電磁的記録媒体を用いて行うこととし、一括又は分割して提供することとする。

2 提供時期は、甲乙が別途協議して定める。

（目的外利用の禁止等）

第3条 乙は、甲から提供された情報を乙における不動産登記ベース・レジストリに係る実証事業以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 甲から受領する情報に、甲乙間で提供及び利用に係る取扱いが決定されていない情報が含まれる場合には、乙は、目的を問わず、当該情報を使用し、又は他に漏らしてはならない。

3 第1項の目的を達成するため、乙は、甲に対し、甲から提供された情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関する情報セキュリティの確保に関する規則を提示する。情報セキュリティの確保に関する規則を変更したときも同様とする。

（免責事項）

第4条 乙は、甲から提供された情報を利用したことに起因して発生した損害（第三者の権利の侵害を含む。）については、自らこれを負担する。

（甲から提供された情報の管理）

第5条 甲は、乙に対し、甲から提供された情報の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を

求めることができる。

- 2 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、乙に対し、甲から提供された情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。
- 3 乙は、甲から前二項の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

(提供した情報の利用の停止)

第6条 甲は、甲が提供した情報の漏えいが発生した場合又は本取り交わしに違反する行為を認めた場合には、乙に対して通知をすることによって、直ちに、甲が提供した情報の利用を停止することができる。

(利用目的達成後の措置等)

第7条 乙は、甲から提供された情報を、その利用の目的を達成した後、速やかに廃棄するものとする。ただし、甲から提供された情報の取扱いについて甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(細目)

第8条 甲が提供する情報の範囲及び提供方法等の細目については、甲乙が別途協議して定める。

令和6年1月23日

(甲) 弥彦村長

本間 芳之

(乙) デジタル庁デジタル社会共通機能グループ参事官

杵浦 維勝